

2014くらしのサポーター通信

訪問購入に御注意！

ハイライト:

- 今月のテーマ
 - ・訪問購入に御注意！
 - ・くらしのサポーター活動報告
 - ・くらしのサポーターと消費生活コーディネーターを募集しています。
- お知らせ
- 交流コーナー
- コラム
 - 大器晩成～元は大器免成とも言われる～

求められないのに自宅に訪問し貴金属などを買い取ったとして、消費者庁は5月23日、特定商取引法第58の13第1項の規定に基づき株式会社「エア」(屋号:「買取キング」「良品倉庫」「買取バード」)に対し、5月24日から8月23日までの3か月間、訪問購入に関する業務の一部(新規契約の勧誘、申込受付及び契約締結)を停止するよう命じました。昨年2月の同法改正後、訪問購入業者に対する初めての行政処分となります。

消費者情報センターには、同法改正後、訪問購入に関して25件の相談が寄せられています(平成24年度 1件、平成25年度 21件、平成26年4月 3件)。

【取引の概要】

業者は、消費者宅への訪問に先立ち、電話をかけ「要らないものはないですか。要らない洋服とか靴とか、食器でも状態が悪くなければ買い取りますよ」などと、貴金属の買い取りであることを告げずに、訪問のアポイントメントを取り付けていました。

消費者宅を訪問した際も、消費者から提示のあった物品を見た後、「古着はグラムいくらで買い取っていますので、そんなにお金にはなんないですよ」、「見せていただだけで結構ですから、売っていただかなくても結構ですから、貴金属はないですか。貴金属を見せてもらえませんか」などと、貴金属の買取りの要請をしない者に対し勧誘をしていました。

さらに、売るつもりはないと断った消費者と押し問答になった挙げ句、「金がほしいんです」と言ってリビングに座り込んだり、「他にないですか。もっと出してくださいよ」、「何かあるでしょう。もっと出して。何か出して」というなど、執ように貴金属の買い取りについて勧誘を行っていました。業者に早く帰ってほしいと思い、買い取りを承諾した消費者もいました。

【アドバイス】

- 法定書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフをすることができます。
- 契約をしたとしても、クーリング・オフ期間中は売却品を手元に保管することができます。
- 業者に家に上がり込まれると断ることが難しくなります。売りたいという気持ちがなければ、勧誘されてもきっぱりと断りましょう。



くらしのサポーター活動報告

平成25年度には、323名のくらしのサポーターの皆様に御活動いただきました。御提出いただいた活動報告の一部を御紹介しますので、今後の活動の参考にしてください。

1 「伝えるサポーター」活動

● 消費者情報センター等からの情報を、家族や周りの消費者に伝えた

- ・孫にインターネットや携帯電話のさまざまなトラブルについて教えた。
- ・メールマガジン等を元に、地域の寄り合いの場で、消費者問題を話題にし啓発している。

● 周りの消費者の相談やニーズを消費者情報センターにつないだ

- ・不動産投資についての相談をセンターにつないだ。
- ・一人暮らしの高齢者に業者が訪問し、家の修繕を50万円で契約した。悪質なため消費者情報センターに連絡し、取り戻すことができた。

2 「学ぶサポーター」活動

● くらしのサポーター研修を受講した

- ・研修会：酒井先生、松原先生にコントやロールプレイでの啓発について教わりました。
- ・くらしのサポーター交流会：伊藤先生に啓発グッズの作り方等について教わりました。

● 消費生活等に関する学習会や交流会に参加した

- ・消費者まつり（5月）：総本山仁和寺執行 大西智城先生の講演等。
- ・消費者問題県民大会（10月）：くらしのサポーター表彰式、島田広弁護士講演等。
- ・とくしま消費者のつどい（2月）：消費生活コーディネーター認定式、体当たり啓発セッション、くらしに役立つミニセミナー。

3 「活動するサポーター」活動

● 周りの消費者の簡易な相談などに対応した

- ・高齢女性に頼まれて、掛け軸の訪問販売に立ち会った。今後も気をつけて見守るつもり。
- ・近所の高齢女性に着物の勧誘電話があったので、断ってあげた。

● 消費者としての意見を発表した・県等の消費者行政の推進に協力した

- ・徳島県消費者教育推進計画（素案）に対して意見を送付した。
- ・振り込め詐欺防止キャンペーンでチラシを配布した。

● 学習グループ活動をした

- ・振り込め詐欺防止寸劇と音頭を発表した。
- ・アルミ缶収集のボランティア活動を行った。

4「教えるサポーター」活動

● 消費生活等に関する講座の講師をした

- ・シルバー大学校で振り込め詐欺について講義をした。
- ・高齢者・障がい者のトラブルについて民生委員に話をした。

● 地域の消費生活に関する学習グループを主宰するなど消費者啓発を実施した

- ・友愛訪問員に、電話勧誘のロールプレイ、振り込め詐欺防止音頭、紙芝居などで啓発した。
- ・チラシを配布し、最近の特殊詐欺の手口について話をした。

～感想や意見～

- ・詐欺の犯人は孤独な高齢者の心理を巧みに突き、お金をだまし取る手口のような。消費者情報センターからの情報を一人のものとせず、いろいろな人に伝えていきたい。
- ・振り込め詐欺防止音頭（踊り）を交えての啓発が効果的だったと思った。目・耳・口の連携が必要だと感じた。
- ・サポーター同士が相互に連絡を密にし、“横のつながり”を作るとよい。

くらしのサポーターと消費生活コーディネーターを募集しています

1 くらしのサポーター

ますます悪質化、巧妙化する悪質商法の被害を防止するには、行政が出す注意喚起情報を地域の隅々にまで伝えるとともに、地域の情報を行政にお知らせいただく「くらしのサポーター」の役割がより一層重要になっています。

友人や御近所の方に、くらしのサポーター制度を説明し、くらしのサポーターとなっていただけるよう御協力をお願いします。

2 消費生活コーディネーター

「感想や意見」の3点目に紹介している「サポーター同士の“横のつながり”」についてのご提案、このような取組を支援するのが、今年2月にスタートした「消費生活コーディネーター」です。

これまでよりもう一步踏み込んで、地域の方々のくらしの安全に貢献したい、そんな方をお待ちしています。

※消費生活コーディネーターには、消費者力検定応用コース1級認定、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有すること等の要件があります。

※昨年度から、消費者大学校大学院にコース制を導入し、皆様のさらなる「学び」をお待ちしています。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

くらしのサポーター通信はこちら

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

大器晩成 ～元は大器免成とも言われる～

入学や就職して1か月ほどするといわゆる五月病になる人がある。目的が見つけれなく、劣等感に苛まれることもあり、軽いノイローゼに罹るのだ。こんなとき休学・休職もよしである。

「大器晩成」と言う老子の有名な言葉がある。大きな器は完成するのに時間がかかる。急ぐことはないのでゆっくり大成するタイプの人も多いのだ。だから、誉め言葉だ。とは言いながら、

「大器晩成」は「大器免成」が元の言葉との説もある。大き過ぎる器にならない、駄目だと言うこと。これでは情けないので、知恵のある人には完成はあり得ないとの解釈も。

完成に自己満足しない、何時までも成長したいものだ。

くらしのサポーター 三原茂雄

5月31日に「2014消費者まつり」を開催しましたところ、約380名の方にご参加いただき、盛況に開催することができました。

日本消費者協会理事長
長見萬里野先生による
講演



お楽しみ〇×クイズ



くらしのサポーター担当者より

7月1日から8月31日は、「交通マナーアップ推進月間県民運動」期間です。

①シートベルトの着用、チャイルドシートの使用をお願いします。②黄色信号は「止まれ」の原則です。信号の変わり目での交差点進入はNGです。③自転車に乗ってのスマホ・携帯は道路交通法違反、NGです。

交通ルールを守り、大切な命を守りましょう。